

## 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会設置要綱

6 福祉子家 828 号  
令和 6 年 7 月 1 日

### 第 1 目 的

子供の自主性、社会性及び創造性をはぐくむとともに、保護者のニーズに応じた多様なサービスを提供し、学童クラブの充実が図られるよう、都独自の新たな運営基準による認証制度等を検討するため、「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 第 2 検討事項

専門委員会は、第 1 の目的を達成するため、以下の項目について検討する。

- 1 学童クラブにおける適切な人員配置等に関する事項
- 2 学童クラブの質の向上や人員の確保・定着につなげるための支援等に関する事項
- 3 学童クラブにおける児童の活動内容等に関する事項
- 4 学童クラブにおいて提供するサービス等に関する事項
- 5 1 から 4 を踏まえたその他学童クラブの適切な運営等に関する事項

### 第 3 専門委員会の構成等

- 1 専門委員会は、学識経験者、学童クラブ従事者、学童クラブ関連団体代表者、学校関係者、区市町村職員等の委員をもって構成する。
- 2 専門委員会に、委員の中から次の役員を置く。  
委員長 1 名  
副委員長 1 名

### 第 4 委員長等の職務及び代理

- 1 委員長は、専門委員会の会議を招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に参加させ、意見を聴取することができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### 第 5 任期等

- 1 委員の任期は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第6 事務局の設置

専門委員会の事務を処理するため、東京都福祉局子供・子育て支援部に事務局を置く。

#### 第7 補 則

この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。